日本の植物品種審査結果の海外審査当局への無償提供に係る覚書締結

- ○日本からの輸出拡大には、海外において日本の優良品種が保護されることが不可欠。
- ○植物新品種保護に関する国際条約(UPOV条約)の枠組の下、UPOV加盟国が審査を行う際には、 他国での審査結果を活用できることとなっている。
- 〇この度、アメリカとの審査協力覚書を締結。

日本の植物品種の海外における品種登録を促進するため、以下の国・地域との間で、**日本の 品種登録審査結果の海外審査当局への無償提供に係る覚書を締結**している。

覚書締約相手国



オーストラリア



ブラジル連邦共和国



ニュージーランド



スイス連邦



ベトナム 社会主義共和国



欧州連合 (EU)



ロシア連邦



ケニア共和国



メキシコ合衆国



イスラエル国



オランダ王国



トルコ共和国



カナダ



ペルー共和国



シンガポール 共和国



アメリカ合衆国



今後、他のUPOV加盟国とも無償提供に係る覚書の締結を推進